

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東みよし町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧三好町地域

(1) 現況

本地域は、当町の北西部に位置し、吉野川北岸の平坦地域では、水稻、ナス、ブロッコリー等が栽培されているが、担い手不足、集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分といえず、今後、遊休農地の発生が懸念されるため対策を講じることが必要である。

阿讃山脈南斜面の傾斜地域では、棚田等においては水稻が、また畑ではそば、豆類などの栽培がおこなわれていたが高齢化により年々栽培面積が減少し集落機能も低下している。過疎地域に指定されるなど、集落支援に加え、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、両地域においては、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧三加茂町地域

(1) 現況

本地域は、当町の南東部に位置し、県西部では比較的広い平坦地として従来から、なす、きゅうり、良質米の産地として水田農業が盛んであったが、近年市街地化が進み、後継者不足から集落機能が低下し、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分といえず、今後、遊休農地の発生が懸念されるため対策を講じることが必要である。

四国山地の傾斜地では、ゆず、トマト等栽培が盛んであるが、特定農山村地域に指定されるなど高齢化が進み年々栽培面積が減少している。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、集落支援に加えこれを補正する取組を行うことが必要である。

また、両地域においては、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧三好町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 同項第2号に掲げる事業 及び同項第3号に掲げる事業
②	旧三加茂町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業 同項第2号に掲げる事業 及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域（特定農山村法等の指定地域を記入）

東みよし町全域

旧三好町 過疎地域自立促進特別措置法

旧三加茂町 特定農山村地域における農林業等の活性化

のための基盤整備の促進に関する法律

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、東みよし町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

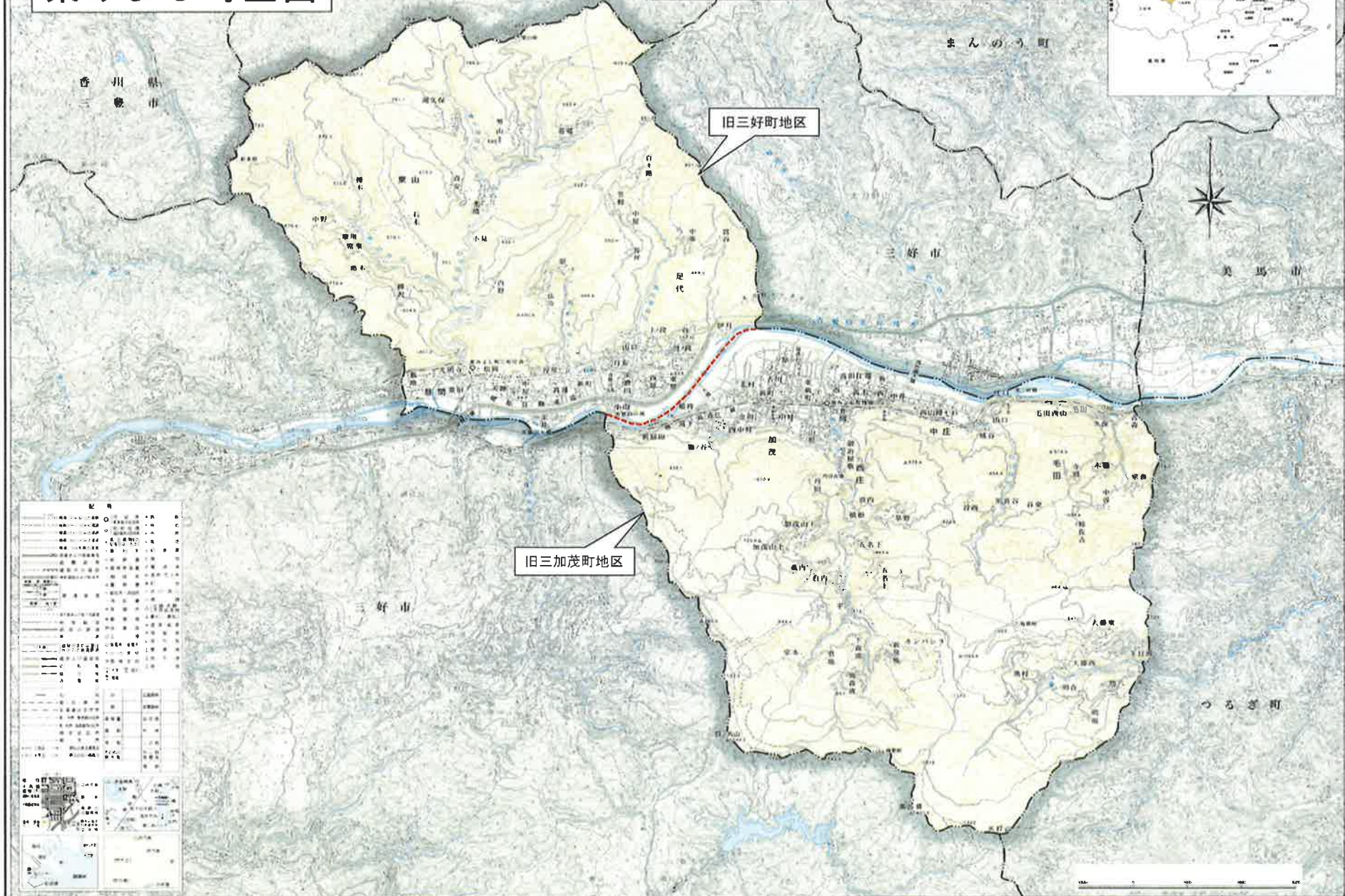
ア 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業、又はこれに準ずる事業を
通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

イ 自然災害を受けている農用地については、協定期間終了時までには復旧し、農業
生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合には、協定認定年
度から交付金の交付対象とする。

ウ 協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は
当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけ
ることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

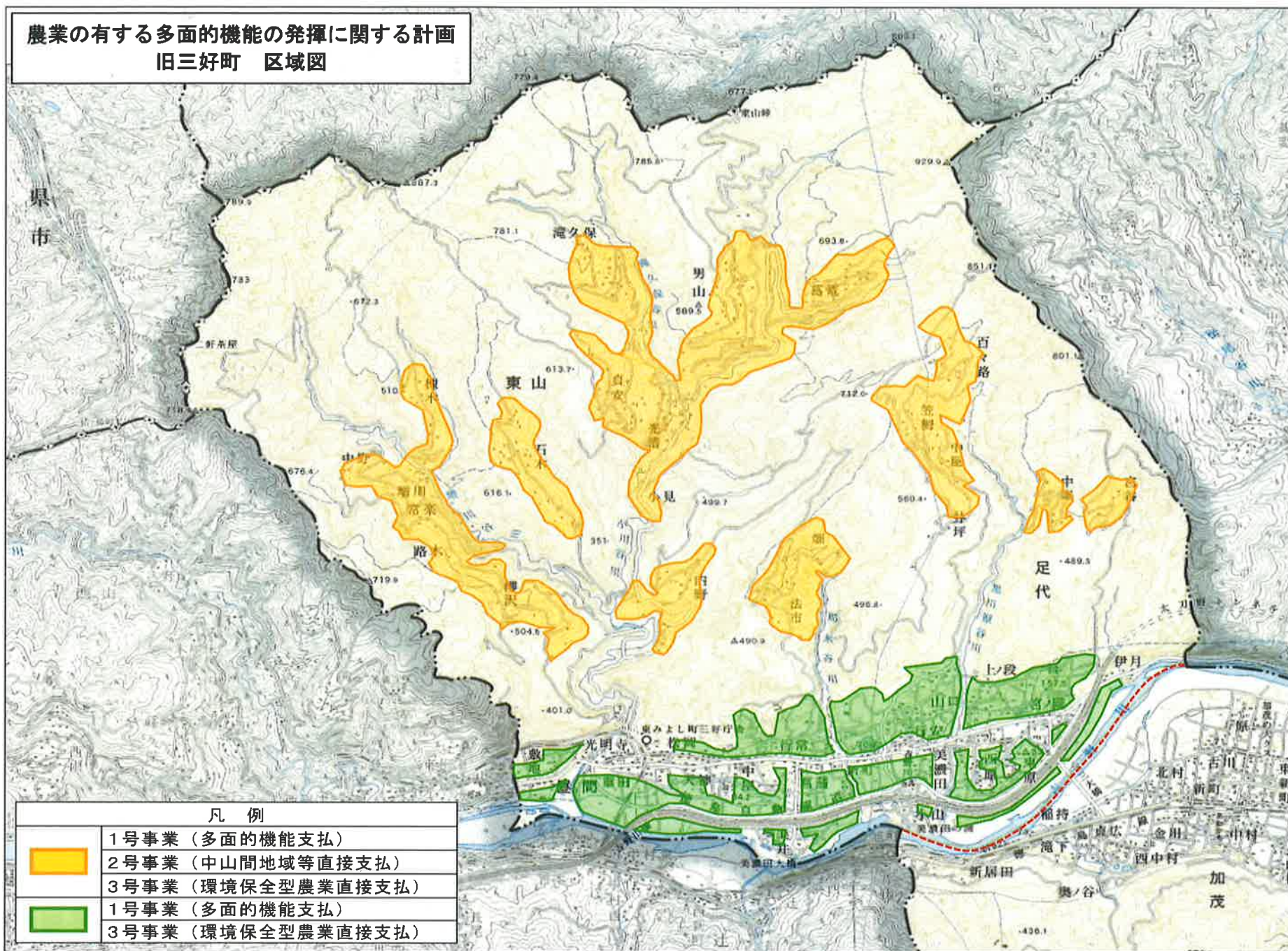
徳島県 三好郡
東みよし町全図



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
東みよし町 全図



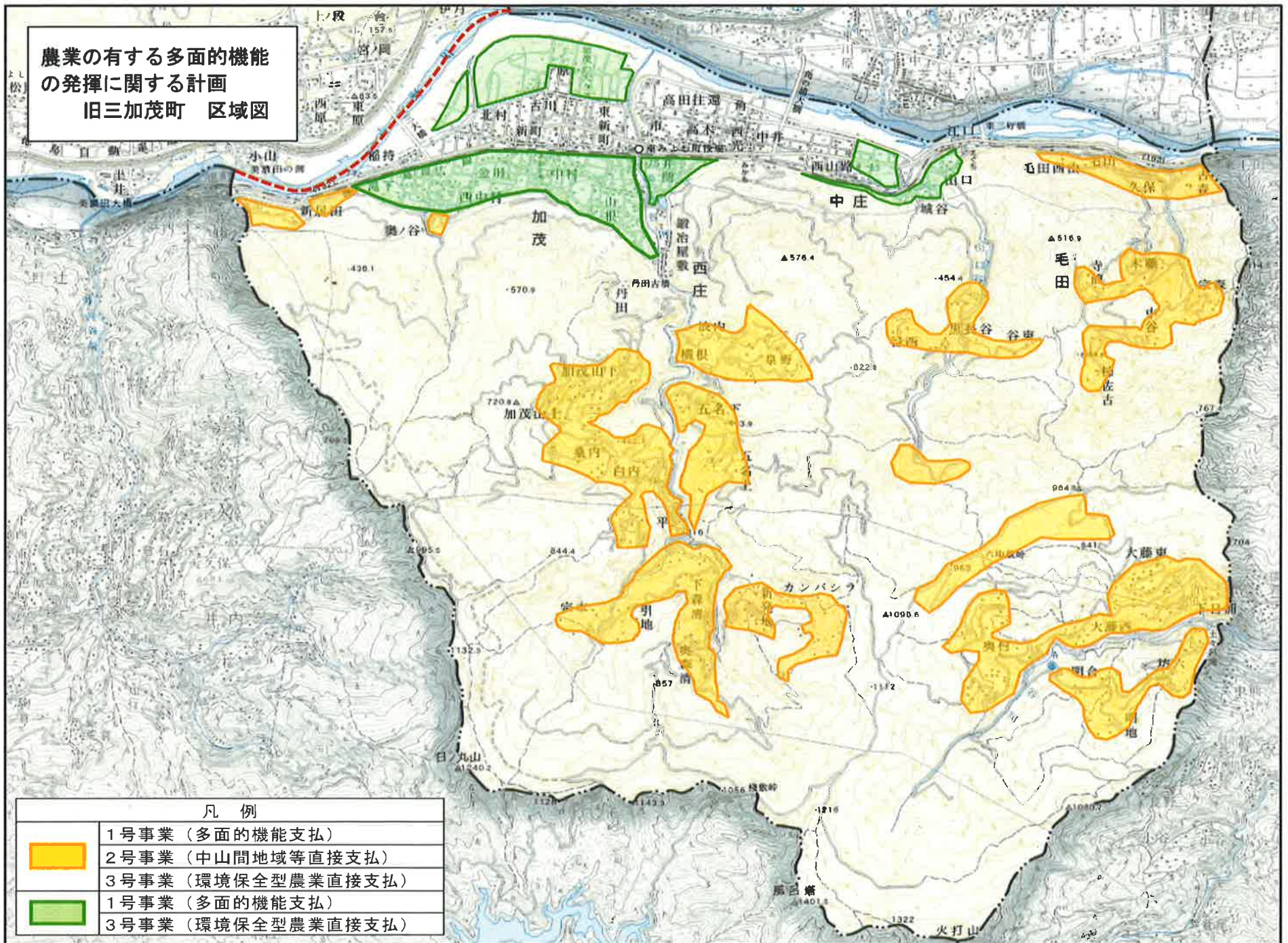
徳島県三好郡東みよし町役場

農業の有する多面的機能の発揮に関する計画
旧三好町 区域図



凡 例	
	1号事業（多面的機能支払）
	2号事業（中山間地域等直接支払）
	3号事業（環境保全型農業直接支払）
	1号事業（多面的機能支払）
	3号事業（環境保全型農業直接支払）

農業の有する多面的機能
の発揮に関する計画
旧三加茂町 区域図



凡 例	
	1号事業 (多面的機能支払)
	2号事業 (中山間地域等直接支払)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払)
	1号事業 (多面的機能支払)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払)